

## 25 - 07 障害者福祉事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 幼児ことばの教室

(2) 障害者福祉施設

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 障害者福祉計画

合併後1年程度で新市における計画を策定。

(2) 補装具の給付・修理

(3) 日常生活用具の給付・貸与

(4) 重度障害者等交通費助成

タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするとともに、対象者の拡大を図る。

(5) 特別障害者手当

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 福祉タクシー

(2) 障害者援護旅費助成

(3) 重度心身障害者医療助成

合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。